

平成 28 年 度 税制改正要望事項

平成 27 年 8 月



厚生労働省

目 次

＜健康・医療＞	1
＜医療保険＞	3
＜子ども・子育て＞	3
＜介護・社会福祉＞	3
＜就労促進等＞	4
＜年金＞	4
＜生活衛生＞	5
＜その他（独立行政法人関係など）＞	5

*印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設 〔所得税、個人住民税〕

セルフメディケーションの推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、要指導医薬品及び一般用医薬品を年間1万円以上購入した世帯に対して、その購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。

○ セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設 〔不動産取得税〕

セルフメディケーションの推進に関し、国民が気軽に健康相談等を行うことができる環境を整えるため、充実した健康相談等の体制や設備などを有する薬局のうち、中小企業者が開設するものに係る不動産についての不動産取得税の軽減措置を創設する。

○ 個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設 〔所得税、個人住民税〕

健康増進や疾病予防などの自助努力を促進し、がんを含む生活習慣病等の予防及びこれによる医療費適正化を図る観点から、市町村や医療保険者等が行うがん検診、特定健診、予防接種、人間ドックなどに要する費用を対象とする所得控除制度を創設する。

* ○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等 〔たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税〕

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、以下の措置を講ずる。

- ① たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。
- ② かぎ用の製造たばこ等に関して、課税の換算方法を見直す。

○ 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設 〔所得税、個人住民税〕

地域における医師確保の取組を更に推進するため、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益について、非課税とする措置を創設する。

○ 医療法人が設置する医療関係者の養成所に係る固定資産税等の非課税措置の拡充 〔不動産取得税、固定資産税 等〕

医療法人が設置する看護師などの医療関係者の養成所において、直接教育の用に供する不動産に係る固定資産税等を、他の養成所設置主体（一般社団法人（非営利型）等）と同様に非課税とする措置を講ずる。

○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

〔消費税、地方消費税〕

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

○ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続

〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

○ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

○ 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置

〔法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税 等〕

社会医療法人の認定を取り消された医療法人については、それまでの非課税所得分に関して一括課税されるが、救急医療等確保事業の継続に関する実施計画について都道府県知事の認定を受けた場合に当該課税を一定期間繰り延べ、損金算入を可能とするなどの措置を講ずる。

○ 医療機関の設備投資に関する特例措置の創設

〔所得税、法人税 等〕

人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携、医療分野における ICT 化の推進、医療従事者の勤務環境の改善、環境問題や非常時への対応などに資する固定資産を医療機関が取得した場合に、特別償却又は税額控除を認める措置を創設する。

○ 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長

〔不動産取得税〕

周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置について、その適用期限を2年延長する。

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の拡充及び延長

〔所得税、個人住民税〕

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等を延長するとともに、新たに給付金の対象となる、発症後 20 年後を経過して提訴した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者に対する給付金についても同様の措置を講ずる。

医療保険

○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し 〔国民健康保険税〕

- ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。
- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

○ 国民健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置 〔国民健康保険税 等〕

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

子ども・子育て

* ○ 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設 〔所得税、個人住民税〕

仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、ベビーシッターの利用等の子育て支援に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。

○ ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置 〔所得税、個人住民税 等〕

ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

○ 保育所等を経営する社会福祉法人に係る寄附税制の拡充 〔所得税〕

少子化が進行する中、保育所、児童養護施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業等を経営する社会福祉法人へ寄附金を支出した場合の所得控除限度額を、現行の総所得の40%から50%へ引き上げる。

介護・社会福祉

* ○ サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却の延長 〔所得税、法人税〕

サービス付き高齢者向け住宅の取得等に係る割増償却措置について、医療・介護施設の併設要件を追加した上で、その適用期限を2年延長する。

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続 〔所得税、印紙税、国税徴収法、個人住民税〕

戦傷病者等の妻に対する特別給付金について、国として特別の慰藉を行うとの趣旨に鑑み、非課税措置及び差押禁止措置を存続する。

○ 障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、消費税、法人税、登録免許税 等〕

障害者総合支援法の見直しに伴い、必要な税制上の措置を講ずる。

○ 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ

〔法人税、法人住民税〕

平成 27 年度税制改正大綱を踏まえ、消費生活協同組合等に対する軽減税率について引下げを行う。

就労促進等

○ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長

〔所得税、法人税、法人住民税〕

積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、雇用の質を高める観点からの見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

○ 職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大

〔所得税、個人住民税〕

職業生活設計に基づく職業能力開発を推進し、能力を有効に発揮できるようにするため、セルフ・キャリアドック(仮称)等のキャリアコンサルティングに要する費用を特定支出控除の対象とする。

○ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

障害者の雇用の機会を拡大し、その雇用を維持する観点から、障害者を多数雇用する事業主が取得した機械、設備等に係る割増償却制度について、その適用期限を2年延長する。

○ 雇用保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税 等〕

雇用保険制度の在り方について、労働政策審議会において検討を行い、この検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

年金

* ○ 確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置

〔所得税、法人税 等〕

確定給付企業年金について、安定的な財政運営ができる環境の整備や、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組み(いわゆるハイブリッド型制度)を実施可能とするため、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金抛出の仕組みを導入すること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

○ **年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置** 〔所得税、法人税 等〕

社会保障審議会年金部会における年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しについての検討の結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生

○ **交際費課税の特例措置の延長** 〔法人税、法人住民税、事業税〕

飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費課税の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

○ **公害防止用設備に係る特例措置の延長** 〔所得税、法人税、固定資産税〕

公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特別償却の適用期限を1年延長するとともに、固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

* ○ **少額取得価額の資産に係る減価償却における損金算入の特例措置の延長** 〔所得税、法人税〕

中小企業者等が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の取得価額の合計額 300 万円を限度として全額損金算入(即時償却)できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

* ○ **個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設** 〔相続税、贈与税〕

個人事業者の事業承継を円滑に行うため、一定の要件の下で個人事業者が活用していた資産に係る贈与税の特例を認めるなど、事業承継時の負担を軽減するための措置を創設する。

その他（独立行政法人関係など）

○ **労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴う税制上の所要の措置** 〔不動産取得税、固定資産税 等〕

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律に基づく労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

* ○ **エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置の適用期限の延長(グリーン投資減税)** 〔所得税、法人税 等〕

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特例措置について、特別償却又は税額控除の適用期限を2年延長する。